

広島市水道局週休2日交代制工事試行要領（土木工事及び配管工事）新旧対照表

現行 (R6.10)	改定 (R7.2)
(前略)	(前略)
(定義)	(定義)
第2条 「週休2日交替制」とは、次のいずれかをいう。	第2条 「週休2日交替制」とは、次のいずれかをいう。
(中略)	(中略)
(2)「通期の週休2日交替制」	(2)「通期の週休2日交替制」
「月単位の週休2日」を達成できなかった場合において、対象者が交替しながら休日取得し、対象期間全体の休日率が28.5%（8日／28日）以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。	「月単位の週休2日 交替制 」を達成できなかった場合において、対象者が交替しながら休日取得し、対象期間全体の休日率が28.5%（8日／28日）以上となる休日の確保を行ったと認められる状態をいう。
(中略)	(中略)
(対象工事)	(対象工事)
第3条 対象工事は、「広島市水道局週休2日工事試行要領（土木工事及び配管工事） (R6.10) 」による工事（以下「週休2日工事」という。）の受注者が、実施方法を「週休2日交替制工事」に変更することを希望した工事とする。	第3条 対象工事は、「広島市水道局週休2日工事試行要領（土木工事及び配管工事） (R7.2) 」による工事（以下「週休2日工事」という。）の受注者が、実施方法を「週休2日交替制工事」に変更することを希望した工事とする。
(中略)	(中略)
(工事成績評定)	(工事成績評定)
第8条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合、工事成績評定の「2. 施工状況 、 「 ②工程管理 」 及び 「 5. 創意工夫 」において評価する。	第8条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合、工事成績評定の「2. 施工状況 ②工程管理 」において評価する。
(後略)	(中略)
	附則
	この要領は、令和7年2月1日から施行する。
	(後略)